

## 介護予防支援を実施する居宅介護支援事業所の指定について

保険給付として行う介護予防支援について、国の省令改正等に伴い、裏面のとおり本年4月から従来の地域包括支援センター（ケア24）からの委託を受けて実施する方式に加え、区市町村が指定した居宅介護支援事業所が実施できることとなりました。

この改正を受け、区はこれまで改正に関係するケア24や居宅介護支援事業所からの意見聴取等を行い、指定に当たっては、国の方針に基づいて居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員とすることに加え、原則として、現在の再委託方式による介護予防支援の業務実績を有する事業所を対象とします。なお、指定後の利用者に関する相談については、これまでと同様にケア24が行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の中で対応することとしました。

こうした介護予防を実施する区内居宅介護支援事業所の指定について、2事業所から指定申請があったため、介護保険運営協議会の意見を聴取いたします。

### 1 指定申請事業所（2事業所）について

下表のとおり指定申請があった。

#### 【令和6年7月1日指定】

No.	申請者	事業所名	事業所所在地	事業概要書
1	株式会社愛総合福祉	愛・居宅介護支援事業所杉並	和泉3-13-17 永福前田ビル2F	別紙1-1

#### 【令和6年8月1日指定（予定）】

No.	申請者	事業所名	事業所所在地	事業概要書
1	特定非営利活動法人 在宅ケア・セラビ	NPOケア杉並	方南2-23-6 林ビル202	別紙1-2

### 2 今後の事業者の指定等について

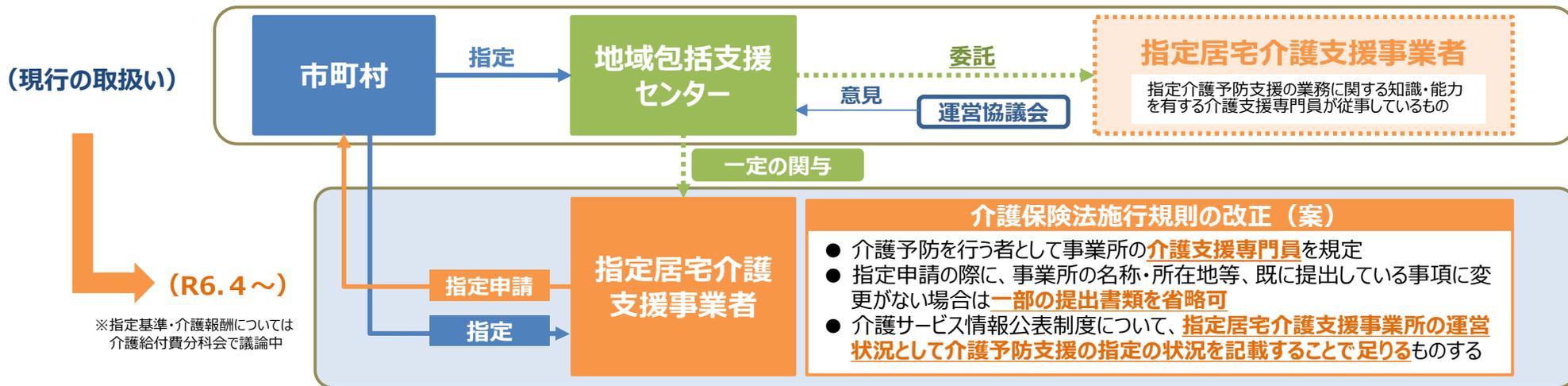
- 区に対する指定申請があった場合は、その都度、介護保険運営協議会の意見聴取を経た上で、指定することとします。
- 区は指定事業者を支援するため、区内の居宅介護支援事業所及びケア24に対して、利用者との契約や給付時の留意事項等について周知を図っていきます。

# 介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

## 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



## 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与

